

令和5年度 水酸化ナトリウム（苛性ソーダ水溶液）（単価契約）仕様書

1 品名 令和5年度 水酸化ナトリウム（苛性ソーダ水溶液）（単価契約）

2 用途 下水中の窒素処理の助剤

3 数量、規格及び効能等

- (1) 同等品の可否の欄に「○」とあり、(3) で例示した基準品以外で参加する場合は、必ず同等品規格確認票により事前確認を受けること。「×」の場合は、同等品での参加は認めない。
- (2) 同等品の可否の欄に「—」とある場合は、規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。（規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。）

内訳	品名	規格及び効能	発注予定数量	単位	同等品の可否
1	水酸化ナトリウム (苛性ソーダ水溶液)	液体苛性ソーダ (ア) 性状：液体 (イ) 性能：水酸化ナトリウム濃度 25%以上	1,228,450	kg	—

4 発注予定数量

予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。ただし、発注予定数量を上限とし、下限は発注予定数量の8割とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が契約金額（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

5 契約単価等

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合
入札書記載の単価とする。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合
入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

6 納入期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

7 納入場所

東広島浄化センター（東広島市西条町田口10100番地1）
水処理棟西側タンク（容量：約100m³、別紙参照）

8 納入期限

発注日から起算して7日以内とする。
ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

9 納入方法等

1回当たり10,000kg程度をタンクローリー車により搬送し、既設の薬品タンク受入フランジに接続し、薬品タンク内に納入すること。なお、1日当たり最大2回発注する予定である。

接続口：フランジ50A（JIS10K）（別紙参照）

なお、納入場所に設置する薬品タンクへの投入前に、発注者及び受注者両社で持込みタンクの数量を確認後、納入場所に設置する既存タンク内の納入前後量を確認し、発注者へ納品書を

提出すること。

10 提出書類

(1) 契約締結後 10 日以内：

メーカーからの出荷確約書、安全データシート (SDS)、毒物劇物取扱責任者の選任通知書、毒物劇物取扱責任者の資格を証明する書類 (薬剤師免許証、卒業証書、卒業証明書、合格証書の写しなど。)

(2) 納入時：納品書、計量伝票、品質検査書 (分析試験成績表等。メーカーによる試験成績でも可。)

11 支払方法

月ごとの支払いとする。受注者は検査合格後、納入日が属する月の翌月に当該履行部分に当たる代金を次のとおり請求することができる。

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価に当該履行数量 (kg) を乗じて計算した額に、当該額の 100 分の 10 に相当する額 (その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を加算して計算した額とする。

(2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価に当該履行数量 (kg) を乗じて計算した額。(その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額)

なお、請求書には、納入毎の納入月日、数量、単価、月間の合計金額、消費税額等、請求の根拠となる内訳を記載すること。請求金額は、納入毎に小数点以下の端数を切り捨て、その合計金額をもって請求すること。

12 問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市 下水道部 下水道施設課 施設係

TEL 082-420-0403 (直通)

FAX 082-420-0404

別紙

100m³タンクについて



場所：水処理棟西側



接続口：フランジ50A(JIS 10K)